

自立活動

☐目標3

☐目標5

自立活動は、特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の教育課程において、特別に設けられた指導領域です。障がいのある児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めており、個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保しなければなりません。

また、自立活動の指導は学校の教育活動全体を通じて行うもので、自立活動の時間における指導と各教科等における指導とが密接に関連を保つことが必要です。

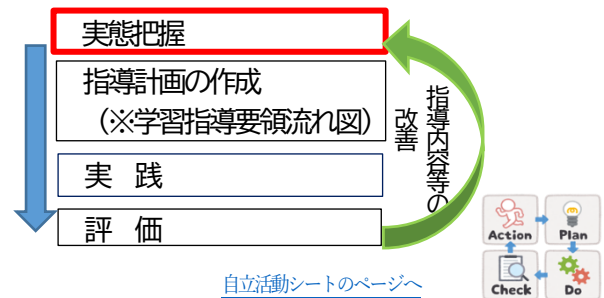
○自立活動の6区分

自立活動の内容は、六つの区分の下にそれぞれ3～5の項目があり、全部で27項目です。

1 健康の保持	2 心理的な安定	3 人間関係の形成
4 環境の把握	5 身体の動き	6 コミュニケーション

☞指導目標の設定のポイント

- 実態把握に基づき指導すべき課題相互の関連を検討
- 指導目標の設定と目標達成に必要な項目の選定
- 6区分27項目との関連付け



[自立活動シートのページへ](#)

○自立活動の個別の指導計画の作成

自立活動は、授業時間を特設して行う指導を中心とし、個別の指導計画を作成して指導にあたります。指導に際しては、児童生徒の学習状況の評価を通して指導の改善を図ることが必要です。

重点1 多面的な実態把握から「指導すべき課題」を整理し、指導目標を設定する

【多面的な実態把握の項目の例】

- ・ 病気の有無や状態
- ・ 基本的な生活習慣
- ・ 心理的な安定の状態
- ・ 対人関係や社会性の発達
- ・ 進路
- ・ 障がいの理解に関すること
- ・ 身体機能（視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態）
- ・ 特別な施設・設備や補助具（機器等）の必要性
- ・ 生育歴
- ・ 人やものとのかわり
- ・ コミュニケーションの状態
- ・ 興味・関心
- ・ 家庭や地域の環境等
- ・ 学習上の配慮事項や学力

☞ポイント

実態把握が自立活動の指導計画作成の基盤です。幼児児童生徒が現在行っていることや、指導をすればできること、環境を整えればできることなどに目を向けることが大切です。

【多面的な実態把握の方法例】

- 引き継ぎ資料から
- 観察・聞き取り
- 客観的なアセスメントツール
- 保護者面談 など

重点2 各教科等の指導と関連付ける

障がいのある幼児児童生徒は、その障がいによって、各教科等において育まれる資質・能力の育成につまずきなどが生じやすいことから、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

指導の効果を適切かつ多面的に判断するため、自立活動の指導の担当者だけでなく、各教科等の指導にかかわっている教師間の協力の下に評価を行いましょ

資料等（リンク）

「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」を踏まえ、指導を行います。

自立活動を実施する際に、次の資料が参考になります。

○[島根県教育センターHP「特別支援教育のページ」](#)

- ・ 自立活動って何だろう Ver.2
- ・ 自立活動の内容一覧
- ・ 自立活動シート 等

○[教育課程編成の手引き～特別支援学校編](#)

（島根県教育委員会 令和2年3月）